

○愛荘町総合評価競争入札実施要領

平成 30 年 9 月 1 日
告示第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本町が発注する建設工事に係る総合評価競争入札の実施に関し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)、地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「施行規則」という。))および愛荘町財務規則(平成 18 年 2 月 13 日愛荘町規則第 36 号。以下「財務規則」という。))に定められるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「総合評価競争入札」とは、本町が施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格のほかに、簡易な施工計画等を含む技術提案や同種工事の経験など価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申し込みをした者を落札者とする競争入札をいう。

(対象工事)

第 3 条 対象とする工事(以下「対象工事」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する総合的なコスト縮減、性能・機能、社会的要請等の提案、施工計画、入札者の施工能力および社会性・信頼性(以下「施工能力等」という。))と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 入札者が提示する簡易な施工計画および入札者の施工能力と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 入札者の施工能力と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (4) その他町長が必要と認める工事

(学識経験を有する者の意見聴取)

第 4 条 町長は、施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項および第 5 項(これらの規定を施行令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。))ならびに施行規則第 12 条の 4 の規定に基づき、必要な事項に関して、あらかじめ学識経験を有する者 2 人以上の意見を聞かなければならない。

2 前項の意見聴取の方法は、原則として学識経験を有する者ごとに個別に意見聴取を行うものとする。

(愛荘町総合評価審査会)

第 5 条 総合評価競争入札の適用、落札者決定基準、技術提案等総合評価競争入札に関する必要な調査および中立かつ公正な審査・評価等を行うため、愛荘町総合評価審査会(以下「総合評価審査会」という。)を設置する。

2 前項の総合評価審査会の委員は、総務部長、総合政策部長、会計管理者、対象工事担当部長をもって構成する。

3 総合評価審査会の委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員長に事故等があるときは、総合政策部長がその職務を代理する。

5 総合評価審査会は、第 1 項の審査および評価結果について、愛荘町建設工事等契約審査委員会に報告するものとする。

(入札の公告・通知)

第6条 町長は、総合評価一般競争入札を実施しようとするときは、財務規則第125条の規定に基づき公告しなければならない。

2 町長は、総合評価指名競争入札を実施しようとするときは、財務規則第134条の規定に基づき通知しなければならない。この場合において町長は、同条に規定する事項に加えて、次の事項を通知するものとする。

(1) 提出を求める技術提案書等の資料の内容、提出期限等

(2) その他総合評価指名競争入札の実施に関し必要な事項

(技術提案書等の提出)

第7条 入札者は、総合評価に関する確認事項申請書(様式第1号)に技術提案書等の資料を添えて期限までに提出しなければならない。

2 必要な技術提案書等の資料を提出しない者および技術提案書等の内容が適正でない者は、入札に参加することができない。

(落札者決定基準)

第8条 町長は、建設工事に関する入札に当たり、総合評価競争入札を行おうとする場合には、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が愛荘町にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めるものとする。

2 町長は、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるにあたって留意すべき事項に関し、学識経験を有する者2人以上の意見を聴かなければならないものとする。

3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法、その他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、性能等に係る評価項目および得点配分その他評価に必要な事項とする。

(1) 評価項目

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目に区分する。

イ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件および目標状態を設定できるものであり、最低限の要求要件を満たしていないものは不合格とする。

ウ 必須とする項目以外の項目については、原則として目標状態の設定をしないで、加算点評価のみを行う。ただし、施工上配慮すべき事項を評価するときは、この限りでない。

(2) 得点配分

ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を評価点という。

イ 必須とする項目については、要求要件を満たしている場合には基礎点を与え、さらに最低限の要求要件を超える部分について加算点を与える。

ウ 必須とする項目以外の項目については、発注者が示す標準案を満たしていれば標準点を与え、さらに評価に応じ加算点を与える。

エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

(評価の方法)

第10条 総合評価競争入札における評価の方法は、標準点(100点)と入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が提出した技術提案、施工計画および施工

能力等(以下「技術提案等」という。)に関する資料(以下「技術資料」という。)に基づき算出した評価点(以下「加算点」という。)の合計(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格(消費税および地方消費税を除く。以下同じ)で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(落札者の決定の方法)

第 11 条 町長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高いものを落札者として決定するものとする。ただし、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験を有する者 2 人以上の者から意見を聴く必要がある場合は、意見の聴取を行った上で、決定するものとする。

(1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 入札者が提出した技術資料等が、入札公告等(入札説明書を含む。)において明らかにした技術的要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

(3) 評価値が、標準点を予定価格で除して得た数値を下回っていないこと。

2 前項の場合において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(落札結果の公表)

第 12 条 町長は、総合評価競争入札により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 落札者

(2) 入札者の技術評価点、入札価格および評価値

(非落札理由に対する説明等)

第 13 条 非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 3 日(愛荘町の休日を含まない。)以内に、書面により、町長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

2 町長は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日(愛荘町の休日を含まない。)以内に、書面により回答するものとする。

(技術提案の使用および保護)

第 14 条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(技術提案の履行の確保)

第 15 条 落札者の施工により落札者の提示した技術提案等が実現されなかった場合は、当該技術提案等の性質に応じ、再度の施工が可能であると認められるものについては再度の施工の義務およびその内容を、再度の施工が困難または合理的でない認められるものについては契約金額の減額、違約金等の請求を行うことがあるほか、工事成績評定の減対象とする旨を、入札説明書において明示するものとする。

2 技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があったことが契約後に判明した場合は、愛荘町建設工事等入札参加停止基準(平成 20 年 7 月 22 日愛荘町告示第 72 号)に基づく入札参加停止措置を行うものとする。

(技術資料等)

第 16 条 入札参加者が提出する技術資料等の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

2 入札参加者が提出した技術資料等は、返還しない。

3 入札参加者が提出した技術資料等は、他者に公表しないものとする。
(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

総合評価に関する確認事項申請書

年 月 日

愛荘町長 様

住 所
商号または名称
代 表 者 名

印

（担当者連絡先）

氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

年 月 日付けで のありました 工事について、総合評価に関する事項について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 説明書〇〇〇に定める〇〇〇〇〇

※1～は、評価事項により定める。

様式第2号（第12条関係）

入札結果調書		工事名				
入札日		時間		入札場所		
施工場所		予定価格			円	
番号	指名業者	技術評価点 (A)	入札価格(円) (B)	評価 (A)/(B)	順位	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
備考	<p>契約金額 _____ 円</p> <p>上記の入札価格欄に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が相手方の申込みに係る価格である。 ※評価の表示については、評価に「10,000,000」を乗じている。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 落札決定</p>					